

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案について

義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

1 改正理由

学校管理下における部活動指導業務に係る教員特殊業務手当について、義務教育費国庫負担金の算定基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

部活動指導業務に係る教員特殊業務手当の支給対象となる業務の範囲及び支給額を次のとおり改正する。

対象業務	現行		改正後	
	支給対象となる業務の範囲	支給額	支給対象となる業務の範囲	支給額
部活動指導業務 長野県学校職員の給与に関する条例第24条の3第1項第4号該当	週休日又は休日等において業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が引き続き <u>4時間程度</u>	<u>3,600円</u>	週休日又は休日等において業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が引き続き <u>3時間程度</u>	<u>2,700円</u>
	半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間以外の時間において業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が引き続き <u>4時間程度</u>	<u>3,600円</u>	半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間以外の時間において業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が引き続き <u>3時間程度</u>	<u>2,700円</u>

3 適用日

平成31年4月1日

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第5条」を「第4条第2項」に改め、同項第4号のイ中「第2条第4項、第6項若しくは第7項」を「第2条第6項、第8項若しくは第9項」に、「4時間」を「3時間」に改め、同号のウ中「第2条第5項から第7項」を「第2条第7項から第9項」に、「4時間」を「3時間」に改める。

第5条中「のうち前条第1項第4号のアの業務」を削り、同条第5号中「業務」の次に「のうち前条第1項第4号のアの業務」を加え、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 条例第24条の3第1項第4号の業務のうち前条第1項第4号のイ及びウの業務 2,700円

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(教員特殊業務手当の支給対象となる業務の範囲)</p> <p>第4条 条例第24条の3第1項に規定するその業務が心身に著しい負担を与えらるると教育委員会が認める程度は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとす。</p> <p>(1) 条例第24条の3第1項第1号及び第2号の業務</p> <p>職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第4条第2項に規定する正規の勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）以外の時間の時間又は勤務時間条例第6条第1項に規定する休日（勤務時間条例第7条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に代わる代休日。以下この時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下この項において「休日等」という。）における正規の勤務時間中に業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が8時間程度であること。ただし、午後5時から翌日の午前8時までの間に従事した場合にあつては6時間程度であること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 条例第24条の3第1項第4号の業務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 勤務時間条例第2条第6項、第8項若しくは第9項の規定による週休日又は休日等において業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が引き続き3時間程度であること。</p> <p>ウ 勤務時間条例第2条第7項から第9項までの規定により半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間以外の時間において業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が引き続き3時間程度であること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(教員特殊業務手当の額)</p> <p>第5条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日（第5号の業務にあつては、1泊）につき次の各号に掲げる額とする。</p>	<p>(教員特殊業務手当の支給対象となる業務の範囲)</p> <p>第4条 条例第24条の3第1項に規定するその業務が心身に著しい負担を与えらるると教育委員会が認める程度は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとす。</p> <p>(1) 条例第24条の3第1項第1号及び第2号の業務</p> <p>職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第5条に規定する正規の勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）以外の時間の時間又は勤務時間条例第6条第1項に規定する休日（勤務時間条例第7条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に代わる代休日。以下この項の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下この項において「休日等」という。）における正規の勤務時間中に業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が8時間程度であること。ただし、午後5時から翌日の午前8時までの間に従事した場合にあつては6時間程度であること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 条例第24条の3第1項第4号の業務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 勤務時間条例第2条第4項、第6項若しくは第7項の規定による週休日又は休日等において業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が引き続き4時間程度であること。</p> <p>ウ 勤務時間条例第2条第5項から第7項までの規定により半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間以外の時間において業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が引き続き4時間程度であること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(教員特殊業務手当の額)</p> <p>第5条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日（第5号の業務のうち前条第1項第4号の業務にあつては、1泊）につき次の各号に掲げる</p>

改正案	現行
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 条例第24条の3第1項第4号の業務のうち前条第1項第4号のアの業務 3,600円</p> <p>(6) 条例第24条の3第1項第4号の業務のうち前条第1項第4号のイ及びウの業務 <u>2,700円</u></p> <p>(7) 条例第24条の3第1項第5号から第8号までの業務 600円</p>	<p>額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 条例第24条の3第1項第4号の業務 3,600円</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 条例第24条の3第1項第5号から第8号までの業務 600円</p>